

岩手県告示第105号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

令和8年2月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 令和8年2月12日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 有限会社高柳工務店
    - イ 主たる営業所の所在地 九戸郡軽米町大字上館第60地割21番地
    - ウ 代表者の氏名 荒川正次
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－4）第9830号
  - (3) 処分の内容 土木工事業、建築工事業及び大工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 令和8年2月6日付けで土木工事業、建築工事業及び大工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 令和8年2月3日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 有限会社田村工業
    - イ 主たる営業所の所在地 八幡平市松尾第3地割157番地
    - ウ 代表者の氏名 田村泰夫
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－2）第20139号
  - (3) 処分の内容 大工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 令和8年2月3日付けで大工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 令和8年2月12日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 株式会社システムテック
    - イ 主たる営業所の所在地 花巻市本館55番地6
    - ウ 代表者の氏名 稗貫正芳
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－4）第40090号
  - (3) 処分の内容 大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 令和8年2月6日付けで大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 令和8年2月12日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 有限会社北祥工業
    - イ 主たる営業所の所在地 北上市中野町二丁目25番12号
    - ウ 代表者の氏名 大野洋子
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－4）第50055号
  - (3) 処分の内容 土木工事業及びとび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和8年2月10日付けで土木工事業及びとび・土工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。